



～水産物輸出拡大に向けて～

日本産水産物・水産加工品の輸出をめざす事業者様の国内での商談を支援します！

水産物・水産加工品輸出拡大協議会は、『輸出に関するセミナー及び水産物生産・加工事業者と国内商社等との輸出商談会』へ参加するための旅費を支援します。

1. 補助の対象者

『輸出に関するセミナー及び水産物生産・加工事業者と国内商社等との輸出商談会』（別紙1）に参加する事業者

2. 補助の対象費目及び助成額

以下の費目について1/2を助成（助成額の上限は10万円）

- 航空運賃（普通運賃以下）
- 新幹線等公共交通機関利用料金（グリーン車料金を除く）
- 宿泊費（スタンダードルーム以下、2泊まで）

3. 助成金請求期限：商談会参加後1ヶ月以内。

4. 対象となる期間：2018年3月まで。ただし予算が無くなり次第終了。

5. 申請方法：企業情報・商品情報シート（JETRO提出のもの）を本協議会事務局へ提出

6. 商談実施後、商談件数、成約（見込）金額等のレポートを本協議会事務局へ提出。（様式不問）

7. 助成金の請求：所定の請求書に押印し、証憑書類とともに本協議会事務局へ提出。

※1 補助対象は1社1名まで。

※2 助成金請求にあたっては、請求書様式（別紙2）記載の注意事項を十分ご確認の上ご請求下さい。

●問い合わせ先：水産物・水産加工品輸出拡大協議会事務局（一般社団法人大日本水産会内）

住所 107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル8F

Tel：03-3585-3585 光富、今野、飯島

E-Mail：（光富）mitsutomi@suisankai.or.jp（今野）konno@suisankai.or.jp

●ジェトロ問い合わせ先：農林水産・食品事業推進課（担当：米田）、水産品支援課（担当：湊田）

Tel：03-3582-8356

E-mail：afb-shousha@jetro.go.jp



水産物・水産加工品輸出拡大協議会

JETRO

～水産物輸出拡大イベント～

輸出に関するセミナーおよび

水産物生産・加工事業者と国内商社等との輸出商談会のお知らせ

水産物の
輸出を目指す
企業様！

水産物・水産加工品輸出拡大協議会と日本貿易振興機構（ジェトロ）は共催で、輸出に関するセミナーおよび水産物生産・加工事業者と国内商社等との輸出商談会を開催します。

日本産水産物の海外での需要や、輸出に必要なスキルを学べる機会です。また、輸出を目指す水産物生産・加工事業者が、水産物の輸出に強い商社と商談できる絶好の機会です。「輸出をしたいが、海外企業ではなく、まずは国内の商社と取引したい」という方は、ぜひご参加ください。

<開催概要>

■日時：2017年9月14日（木曜）

セミナー：11時00分～12時00分

商談会：13時30分～17時00分

■会場：ジェトロ本部 5階展示場（港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル）

<https://www.jetro.go.jp/jetro/profile/map.html>

■セミナーテーマ：「水産物の輸出に向けたステップ」（予定）

■募集規模：事業者数40社程度

※事前申し込み制。申し込み多数の場合は、こちらで選定させていただきます。

■商談会実施形式：事業者のブースを固定し、商社が巡覧する形式。

※事前マッチング形式ではありません。事業者、商社双方の情報は事前に共有します。

※水産物の輸出に強い商社が20社程度集まります。

■参加費：無料 ※ブース設営費等は発生しません。

■参加資格：国内商社を通じて水産物の輸出を希望する事業者。

■共催：水産物・水産加工品輸出拡大協議会、日本貿易振興機構（ジェトロ）

■お申し込み方法：

下記 URL よりお申し込みください。

<http://www.jetro.go.jp/events/afb/710af2a2b4bc0dd0.html>

■募集締切：2017年8月30日（水曜）17:00 必着

■問い合わせ先：

ジェトロ農林水産・食品事業推進課 担当：米田、曾我

Tel：03-3582-8356

Email：afb-shousha@jetro.go.jp



（会場のイメージ）

■旅費の1/2補助について：水産物・水産加工品輸出拡大協議会は、水産物の輸出を目指す事業者の旅費を1/2助成します。ご希望の方は申し込みの際に「旅費の補助を希望する」と回答ください。

国内での商談会に関する助成の詳細は、下記 URL をご参照ください。

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afb/2017/suisangrantjpn.pdf>

■海外での商談会に関する助成について、下記 URL を参照ください。

「水産物生産・加工事業者と国内商社等との輸出商談会」に参加の事業者様は補助の対象になります。

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afb/2017/overseaspromosupport.pdf>

輸出のための国内商談会事業に係る助成金請求書

平成 年 月 日

水産物・水産加工品輸出拡大協議会 御中

会社・団体名 印
 役職・氏名
 住所

下記の通り、輸出のための国内商談会に参加しましたので、証憑書類及び商談結果報告書を添えて助成金を請求します。

記

1. 商談会実施場所
2. 商談会実施日程
3. 請求内容

	請求明細	金額 (円/税込)
航空賃	東京ー〇〇 (往復) ※ <u>搭乗半券及び領収書が必要です。</u>	
鉄道料金	〇〇ー〇〇 (新幹線、JR往復等)	
バス料金	事業所所在地等～〇〇空港	
宿泊費	〇泊 (〇〇円/泊) ※ <u>2泊以内。領収書が必要です。</u>	
	※タクシーは助成対象外です。	
	合 計	
	請求額 (上記合計額の1/2以内、1円未満切り捨て、 <u>上限10万円。</u>)	

注1 航空運賃は、ノーマルエコノミー以下のチケットが助成対象です。(可能な限り、安価なチケットをご利用願います。また、差額を自己負担される場合でも、ビジネスクラス等の利用は助成対象にはなりません。)

注2 宿泊費につきましても、高額と判断されるものについては、全額助成対象とはならない場合もあります。

注3 水産物商談以外の用務等を行われた宿泊費等については、帰路の交通費を含め助成の対象とはなりません。

注4 交通費については、公共交通機関利用分のみが助成対象です。タクシー、レンタカー等は特段の理由(他に適当な交通手段がない等)がなければ助成対象外となります。

注5 航空機搭乗券の半券等の現物について、社内規定で自社への提出が必要であっても、国費での助成であるため当会へ現物を提供願います。ただし、搭乗証明でも結構です。

注6 領収書をクレジットの合算引落し記録等で代用される場合は、助成対象金額をメモで付記願います。

注7 証憑書類は、請求書ではなく領収書(原本)が必要ですのでご注意願います。

(振込先口座) 銀行名・支店名
 預金種類 普通 当座 (いずれかに○) 口座番号
 口座名義カナ

※銀行振込手数料は貴方でご負担下さいますようお願い申し上げます。